

ホームページを開設

会員への広報活動強化



日税政ホームページのトップ画面

(http://nichizeisei.jp/)

日税政は本年1月8日、港区のホテルオークラ東京において、第47回衆議院議員総選挙の冒頭、昨年末の第47回衆議院議員総選挙において241人の推薦候補者の当選を得たことについて触れ、地域に密着した活動を行う各単位税政連の成果であるとして力強く述べた。写真。

日税政は本年1月8日、港区のホテルオークラ東京において、第47回衆議院議員総選挙の冒頭、昨年末の第47回衆議院議員総選挙において241人の推薦候補者の当選を得たことについて触れ、地域に密着した活動を行う各単位税政連の成果であるとして力強く述べた。写真。

日税政は本年1月8日、港区のホテルオークラ東京において、第47回衆議院議員総選挙の冒頭、昨年末の第47回衆議院議員総選挙において241人の推薦候補者の当選を得たことについて触れ、地域に密着した活動を行う各単位税政連の成果であるとして力強く述べた。写真。



日本税理士政治連盟 第47回衆議院議員総選挙の冒頭、昨年末の第47回衆議院議員総選挙において241人の推薦候補者の当選を得たことについて触れ、地域に密着した活動を行う各単位税政連の成果であるとして力強く述べた。写真。

日税政は本年1月8日、港区のホテルオークラ東京において、第47回衆議院議員総選挙の冒頭、昨年末の第47回衆議院議員総選挙において241人の推薦候補者の当選を得たことについて触れ、地域に密着した活動を行う各単位税政連の成果であるとして力強く述べた。写真。

税制改正陳情実績 473件

各単位税政連 国会議員に対し

幹事会で報告

日本税政連

発行所
日本税理士政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
白井 敏博

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

主な内容

記事・通常国会が開幕 2面
資料・平成27年度税制改正大綱の概要 4面
資料・成長志向に重点を置いた法人税改革 5面
特集・日税連賀詞交歓会出席議員 6面
議員メール・「佐藤ゆかり議員」 7面

日税連賀詞交歓会に出席

政界から多数出席で盛大に



1月8日、港区のホテルオークラ東京において、日本税理士会連合会の新年賀詞交歓会が開催され、日税政の小川令持会長ら役員が参加した。

当日は、単位税政連会長と日税政幹事が、日税連役員とともに出席し、国会議員との懇親を深めた。

本年も来賓として、高市早苗総務大臣、上川陽子法務大臣など閣僚をはじめ与野党から昨年を上回る88人(代理出席247人)の国会議員が出席し、税理士会員らと親交を深めた。(関連記事6面に)

よる後援会に対する助成措置について報告があった。

幹事会終了後は、出席者が各地元国会議員を訪問し、新年のあいさつ回りを行った。同日夕には、ホテルオークラ東京に戻り、同ホテルにおいて開催された日税連新年賀詞交歓会に小川会長をはじめ役員が出席し、地元国会議員等と懇親を深めた。

針葉樹

今年の正月は、海を眺めながらのんびりしてきた。しかし、予約が遅かったためか、行きは早朝、帰りは深夜の便、それでも満席。ホテルも朝食バイキングは順番待ちの列、夕食も希望のレストランにはなかなか入れない。新年を一緒に迎えようという祖父と息子や娘の家族という三世代が多い。かわいい孫のために祖父がお金を出したのだから。私なんか夫婦二人の旅行費用でも高いと思うのだが、日本中で同じ光景が見られたのだろう。この経済効果は大きい。▼年末に発表された平成27年度税制改正大綱によれば、住宅取得資金だけではなく結婚・出産等についても直系尊属からの贈与が非課税になる。人口減少を克服し経済を再生するため、子育て世代に重点を置くことだ。▼子や孫のためにお金をあげたいのだが税金はどうなのかと聞かれることが多い。子を思う親の気持ちはよくわかるが、子や孫がそれを当然だと思ってしまうのではない。格差をなくすことこそ税制の大切な役割ではないか。この税制が今以上に格差を広げることのないよう願うばかりだ。



来賓国会議員多数出席で盛大に開催された日税連新年賀詞交歓会



上川陽子大臣

募集が始まりました!

年金制度とおしどり保障の中途加入の募集が始まりました。皆様のお手元にダイレクトメールをお送りしております。事務所の皆様でご覧下さい。事務所職員お一人様からでも加入ができます。この機会をお見逃しなく!

その他の制度

税理士団体保障、選べる医療保障マイセレクト、所得補償もお申し込み受付中。(3月10日締切)

2015 (2015年) 日本税理士共済会 からのお知らせ

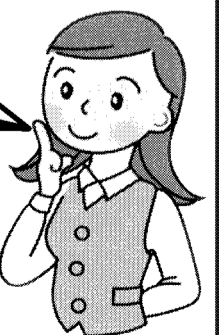
税理士業界で働くあなたをサポートします。

“募集が始まりました!”

- 毎年大好評! 日税連加入者専用のおしどり保障
- 税理士とその配偶者限定!
- 治療費を補償! 日税連20%適用のハイパーメディカル
- 年一回の加入のチャンス
- 普通年金 大型年金

今回の主な募集制度は

- 大型年金 (2月27日締切)
- 個人年金 (3月31日締切)
- おしどり保障 (4月3日締切)
- 普通年金 (4月30日締切) です。



詳細のお問合せ お申込みは

日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

第189回通常国会が開幕

税制改正法案が国会提出へ

1月26日、第189回通常国会(会期は6月24日までの150日間)が開幕した。政府は1月14日、平成27年度税制改正大綱を閣議決定後、税制改

1月26日、第189回通常国会(会期は6月24日までの150日間)が開幕した。政府は1月14日、平成27年度税制改正大綱を閣議決定後、税制改

税制改正陳情を実施

自民税調インナーのメンバーらに



石田真敏議員(自民党税制調査会幹事)に陳情

日税政の井戸本泰次政策委員長、渡邊輝男国対委員長、柳下高夫・前川武政国対副委員長、秋山典久国対委員長は25日、自民党税制調査会のインナー(非公式幹部会)のメンバーを中心に15人の

国会議員に対して、平成27年度税制改正に関する要望を行った。国会議員に対しては、最重要事項である①消費税の単一税率を維持すること②事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと③法人税の欠損金の繰越控除限度額を一律に縮減しないこと、の3項目を中心に要望。

事業税外形標準課税の拡大や法人税欠損金繰越控除限度額の縮減等が盛り込まれたが、日税政・日税連などの要望により中小企業への適用は見送られることとなった。

日税政・日税連では、政府・与党における法人税改革の議論に対応し、外形標準課税の拡大や欠損金控除限度額の縮減を中小企業には適用しないことを求める意見を表明し、国会議員への陳情も展開していた。

関連9団体・日税連役員懇談会に出席

日税政の事業活動を報告

日税政の小林健彦幹事長、井戸本泰次政策委員長は、12月3日に日本税理士会館で開催された関連9団体・日税連役員懇談会に出席した。写真。

この懇談会は日税連が主催し、税理士会会員に資する事業を効率的に実施するため、相互の連携を深めることを目的としたもので、今回が12回目の開催となる。

日税政は、事業報告として第47回衆議院議員総選挙への対応、税制改正への対応、後援会対策等について現況を報告した。

懇談会では、日税政



のほか各団体から事業活動報告があり、今後、出席団体は連携のあり方などに次の通り。

議員連盟ニュース

自民党の税理士制度改革推進議員連盟に、新たに次の議員が入会した。これにより同連メンバーは249人(衆議院議員193人、参議院議員56人)となった。(平成27年1月29日現在)

若狭 勝 衆・比例東京
岡下昌平 衆・比例近畿
穴見陽一 衆・比例九州
宮路拓馬 衆・比例九州

日税政の動き

1・8 幹事会第47回衆議院議員総選挙の

結果について他/日本税理士会連合会新年賀詞交歓会に小川会長、小林幹事長他関係役員が出席

1・15 広報委員会/本司法書士政治連盟賀詞交歓会に小林幹事長が出席/全国社会保険労務士政治連盟賀詞交歓会に関係役員が出席

1・16 日本行政書士政治連盟賀詞交歓会に小林幹事長が出席

1・28 北陸税理士政治連盟後援会会長連絡会議に南条後援会対策委員長が出席

南字星

今年もぐと姿は、とてため息をついている箱根駅伝も人聞らしく素敵な間に、とてつもない姿である。そして前量の情報を吸収してへ前へと進む姿が、育てていく。我々もた！に感動し、時間を止まることが、忙しく過ぎてしまった。勿体ない。未来へ渡すため、

繋ぐ

名古屋 田口 紀子 未来へ渡すため、

どの努力をしてきたの、人生も止ものを、責任をもつて、繋いでいく、そして心は鼓動が伝わる。進む。今日の今は、てそのための努力は、どんなに文化が進む、借しみなくできる。明日が、未来が今とそんな人になりたくても、走るといなる。今、産声をあいう姿と日本の襷を繋げた赤子が、大人が

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

中途加入のおすすめ

2014年度募集要項

- ◆募集期間 毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2015年3月31日(火)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
- ◆加入対象者 開業税理士・税理士法人
- ◆保険の責任期間 保険料払込日の翌月1日午後4時～2015年7月1日午後4時
- ◆保険料 保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円～3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。※保険料計算シミュレーターをホームページに掲載しています。
- ◆加入手続 払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。※加入依頼書を送付しますので、取扱代理店にご請求ください。

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

所属税理士会 引受保険会社

東京、東京地方、千葉県 東日本幹事引受保険会社
関東信越、北海道、東北 株式会社損害保険ジャパン (担当)営業開発第二部第二課 TEL.03-3593-6453

近畿、名古屋、東海、北陸 西日本幹事引受保険会社
中国、四国、九州北部 東京海上日動火災保険株式会社 (担当)広域法人部法人第三課 TEL.03-3515-4153

南九州、沖縄

(取扱代理店) 株式会社 日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 http://www.zeirishi-hoken.co.jp

写真で見る 日税政・各税政連の 税制改正陳情活動

日税政は、平成27年度税制改正等に関して、単位税政連・税理士による後援会を通じて国会議員に対して陳情を行い、税理士会の要望への理解を求めている。本紙では、各税政連による陳情活動の写真を掲載し、活動の様相を紹介する。(順不同)

牧山ひろえ議員 (民主・神奈川選挙区)



大島敦議員 (民主・埼玉6区)



石井啓一議員 (公明・比例北関東)



今津寛議員 (自民・比例北海道)



中川雅治議員 (自民・東京選挙区)



あかま二郎議員 (自民・神奈川14区)



溪流

与党は12月30日、平成27年度税制改正大綱を決定した。衆議院総選挙による議論中断のため年末ぎりぎりの決定となった。

経済再生と財政健全化を両立するため、27年10月予定の消費税率10%への引き上げは29年4月とし、「景気判断条項」を付さず確実に引き上げるとした。消費税率の軽減税率については「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入。29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について早急に具体的な検討を進める」とした。日税政・日税連は対象品目、納税義

平成27年度税制改正大綱

務者の事務負担等多くの課題から当面は単一税率を維持すべきであると主張して、でも6月に閣議決定した「数年で20%台に下げよう」という問題への影響が少なくないよう、慎重な検討を望みたい。

今回の大綱の柱は「成長志向に重点を置いた法人税改革」である。デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするため、重要な項目であった中小企業への配慮がなされた。他の改正についても主眼だとして語った。企業収益の拡大が賃金・雇用の拡大につながる、消費・投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという経済の好循環が実現すること



立春(春はもうすぐ)
春眠暁を覚えずどころじゃないよ

「会計」から手軽に、そして発展に備えて。

会計事務所の基幹業務「会計」から手軽に始められる新しい組曲netが新登場!

初期導入費用・バージョンアップ料不要!

モティ (Moti) アイベックスボーイ (Aibekusu Boy)

会計システムから手軽に始められる、新しい組曲net

JDL IBEX 組曲net Foundation

Windows®8.1対応 月額利用料金 9,000円/PC1台

- 基幹業務「会計」から手軽に業務革新

会計事務所の基幹業務「会計」から手軽に業務の効率化と品質向上を図ることができ、業務革新を実現します。
- 税務オプションを自在にプラス、将来の発展に

オプションの税務ソフトにより、事務所の発展を見据えた自在の拡張性を備えています。

会計	法人税	所得税	消費税	勘定科目内訳書
電子申告	事業概況説明書	減価償却	青色申告決算書 収支内訳書	自計化指導

Windows®8.1対応 月額利用料金 18,000円/PC1台

会計から税務・申告まですべて完結!

JDL IBEX 組曲net

- 電子申告標準搭載! 会計・税務の主要実務をフルカバー

会計処理から決算処理、各種申告書作成、電子申告、顧問先の自計化指導までをフルカバー。統合ソフトならではの優れた連動性により、効率的な処理を実現します。
- お得な「本数割引」を設定

ご利用本数が増えるほど割安になる「本数割引」をご用意。

※表示価格には、消費税等は含まれておりません。

平成27年度 与党税制改正大綱の概要

(出典：財務省)

■ デフレ脱却・経済再生

— デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済の好循環の着実な実現に資する措置を講ずる。

○成長志向に重点を置いた法人税改革	<ul style="list-style-type: none"> 「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組みを後押し 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す <ul style="list-style-type: none"> 27年度改正：①欠損金繰越控除の見直し、②受取配当等益金不算入の見直し、③法人事業税の外形標準課税の拡大、④租税特別措置の見直しにより、財源を確保(中小企業に配慮して、大企業中心に改革)。先行減税分をあわせて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定 28年度改正：課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る(▲3.29%+α) その後の年度の改正においても、改革を継続 所得拡大促進税制の拡充などにより、賃上げの取組みを後押し
○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 足元の住宅市場活性化策及び消費税率10%への引上げ(平成29年4月)に伴う駆け込み・反動減対策の観点から、適用期限を延長した上で拡充(非課税枠：1,000万円⇒最大3,000万円)
○NISAの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ジュニアNISAを創設(20歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額80万円) 投資上限額を引上げ(年間100万円⇒120万円)

■ 地方創生

— 人口減少及び地方における人口流出等の構造的な課題を克服するため、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた地方創生に向けて税制措置を講ずる。

○地方拠点強化税制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設 ※東京23区からの移転の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①本社等の建物に係る投資減税：特別償却25%or税額控除7%(27・28年度、29年度は4%) ②雇用促進税制の特例：地方拠点の増加雇用者数1人当たり最大80万円の税額控除(最大の場合、3年間合計で140万円)
○ふるさと納税の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 住民税の特例控除額を拡充(上限：個人住民税所得割の1割⇒2割) 申告手続きを簡素化(確定申告を行わない給与所得者等について、寄附先の団体が本人に代わって控除を行う「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設)
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続きカウンター」でまとめて行えるようにする
○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	<ul style="list-style-type: none"> 祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設(非課税枠：1,000万円)

■ 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

○消費税率10%への引上げ施行日の変更：平成27年10月1日⇒平成29年4月1日
○景気判断条項(税制抜本改革法附則18条3項)の削除
○住宅ローン減税等の適用期限の変更：平成29年12月31日⇒平成31年6月30日
※一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金)等の対象期間についても、1年半延長
(注)消費税率10%段階の自動車取得税廃止等の措置、地方法人課税の偏在是正措置は、平成28年度以降の税制改正で結論

■ 国際課税(G20・BEPSプロジェクト)関連

— G20・OECDが推進している「BEPSプロジェクト」等の取組みの趣旨を踏まえ、クロスボーダーの取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組む。

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする
○外国子会社配当益金不算入制度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外
○出国時における譲渡所得課税の特例の創設	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダーでの課税逃れを防止する観点から、巨額の含み益(未実現のキャピタルゲイン)を有する株式等を保有して出国する者に対する譲渡所得課税の特例を創設
○非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者の金融口座情報を各国税務当局と自動的に交換するため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備

■ 復興支援

○福島再開投資等準備金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 福島の避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者を対象に、投資費用を積み立てやすくするための準備金制度を創設
○福島復興再生拠点市街地形成施設に係る譲渡所得の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」(仮称)の整備のために土地を譲渡した場合に、5,000万円特別控除等を適用

■ その他

○車体課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)について、燃費基準の円滑な移行や足元の自動車消費の喚起の観点から、2年間の経過的な措置として、減免税車の対象範囲を見直し 軽自動車税について、一定の環境性能を有する四輪車等について、燃費性能に応じた軽課を導入。二輪車等の税率引上げの適用開始を1年間延期し、平成28年度分からとする
○たばこ税(旧3級品)	<ul style="list-style-type: none"> 旧3級品の紙巻たばこ(わかば、ゴールデンバットなど国産6銘柄)に対する特例税率(一般税率よりも低い税率)について、WTO協定等の内外無差別原則の遵守を確保するため、段階的に縮減・廃止
○円滑・適正な納税のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 国外扶養親族に係る扶養控除の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置 <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ

(検討課題)

○少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直し
○消費税の軽減税率

等

成長志向に重点を置いた法人税改革

(出典・財務省)

【改革の趣旨】

- 欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資等がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造を改革する。
- この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。所得拡大促進税制の要件を更に緩和するとともに、法人事業税（外形標準課税）においても新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。

【改革の枠組み】

- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率（現行：34.62%）を20%台まで引き下げることを目指す。その際、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

第1段階

27年度改正では、課税ベースの拡大等（下記①～④参照）により財源を確保しつつ、経済の好循環を力強く後押しするために先行減税を行い、法人実効税率について、27年度▲2.51%・28年度▲3.29%の引下げを決定する。中小企業への影響に配慮し、大企業中心の改革とする。

第2段階

28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る（▲3.29%+α）。さらに、その後の年度の税制改正においても、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

【課税ベースの拡大等（27年度改正）】

①欠損金繰越控除の見直し（法人税）

- ◇欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもちたすよう、大法人の控除限度（現行：所得の80%）を、27年度に「所得の65%」、29年度に「所得の50%」に引き下げる。
- ◇再建中の法人や新設法人への影響に配慮し、7年間は所得の全額を控除可能とする特例を導入する。（上場等の場合は、以後の事業年度は対象外とする。また、本特例の導入にあわせて、23年度改正の経過措置は、本特例に統合して廃止する。）
- ◇繰越期間（現行：9年間）については、いたずらに延長するとより長期にわたり税金を節約できるようになり、早期の収益改善の逆インセンティブになることや、帳簿保存期間などの整合性を踏まえ、10年に延長する（29年度に生じた欠損金から適用）。

②受取配当等益金不算入の見直し（法人税）

- ◇支配目的の株式と、それ以外の目的（例えば、資産運用目的）の株式等との間で、取扱いを分ける。
- ◇「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）を「1/3超」に引き上げる。
- ◇「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げることとし、持株比率5%以下の場合は20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）とする。

③外形標準課税の拡大（法人事業税）

- ◇地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人の法人事業税のうち、外形標準課税（現行：全体の2/8）を、27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大する。（これにあわせて、所得割の税率（現行：7.2%）を引き下げる。）
- ◇賃上げへの配慮措置（所得拡大促進税制の導入）や、一定規模以下の法人の負担変動に対する配慮措置（付加価値額30億円以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、負担増分の1/2を軽減する等）を講ずる。

④租税特別措置の見直し（法人税）

- ◇研究開発税制（総額型）
 - ・控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化（5%）する。（限度超過額の繰越制度は廃止。）
 - ・「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げる。
- ◇今回期限が到来する21措置についてゼロベースで検討し、19措置について見直しを行う。

【賃上げへの配慮措置（27年度改正）】

- 27・28年度において、法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。
- 法人税の所得拡大促進税制における給与等支給額の増加要件（現行：27年度+3%→28年度+5%→29年度+5%（基本的に24年度比））について、毎年度1%ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。さらに、中小法人については、27～29年度の要件を3%で一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。
- 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する（地方版「所得拡大促進税制」）。

【課税ベースの拡大等による財源確保と税率引下げ（27年度改正）】

計数は精査中であり、相当の異動がありうる

○法人税（国）

<法人税の税率引下げ>	(現行25.5%→23.9%)	▲6,700程度
<課税ベースの拡大等による財源確保>		
①欠損金繰越控除の見直し	(控除限度80%→50%) (29～)	+4,000程度
	(うち80%→65%) (27(28))	(+1,900程度)
②受取配当等益金不算入の見直し		+900程度
④租税特別措置の見直し		+1,800程度
小計	(29～)	+6,700程度
	(27(28))	(+4,600程度)

(単位：億円)

(注) 平年度ベース
企業部門に対して、②③の2事業年度にわたり、各年度▲2,100程度の先行減税となる

合計

(29～)	▲0程度
(27(28))	(▲2,100程度)

○法人事業税（地方）

<所得割の税率引下げ>	(現行：7.2%→4.8%) (28～)	▲6,600程度
	(うち7.2%→6.0%) (27)	(▲3,300程度)
<課税ベースの拡大等による財源確保>		
③外形標準課税の拡大	(全体の2/8→4/8) (28～)	+6,600程度
	(うち2/8→3/8) (27)	(+3,300程度)
合計	(28～)	0程度
	(27)	(0程度)

(単位：億円)

(注1) 平年度ベース
(注2) 25年度課税状況速報値をもとにした概算試算

○法人実効税率の引下げ

	現行	→	27年度	28年度
法人税率	25.5%		23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%		6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

※28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る（▲3.29%+α）。その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。（＝改革の第2段階）

【今後の検討課題①（第2段階）】

- 改革の第2段階における法人実効税率の引下げの財源を確保するため、課税ベースの拡大等について幅広く検討する。

<具体的な検討課題>

- ◇大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討）
※外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討
 - ◇生産性向上設備投資促進税制（28年度末期限）
所得拡大促進税制（29年度末期限）
研究開発税制（増加型・高水準型は28年度末期限）
- （経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討）
- ◇減価償却（中小事業者等への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について検討）
 - ◇法人事業税の損金不算入化
 - ◇租税特別措置

【今後の検討課題②】

- 中小法人課税（資本金1億円以下を中小法人として一律に扱っていることの妥当性について、実態を丁寧に検証しつつ、検討。一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、幅広い観点から検討）
- 公益法人等課税（非収益事業における民間競合の状況等について実態を丁寧に検証しつつ、引き続き検討）
- 協同組合等課税（特に軽減税率のあり方について、実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討）

日税連は1月8日、ホテルオークラ東京において新年賀詞交歓会を開催した。当日は、高市早苗総務大臣、上川陽子法務大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、望月義夫環境大臣、町村信孝衆議院議長、山口那津男公明党代表をはじめ多数の国会議員を来賓に迎え、日税政と単位税政連では、会員はじめ役員が対応に務めた。賀詞交歓会の出席議員は次のとおり。(敬称略・選挙区順・ゴシックは自由民主党、「民」は民主党、「維」は維新の党、「公」は公明党、「次」は次世代の党、「生」は生活の党、「社」は社会民主党、「無」は無所属を表す)

2015年日税連新年賀詞交歓会 国会議員88人が出席

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 菅義偉 | 神奈川2区 | 猪口邦子 | 千葉選挙区 | 上野通子 | 栃木選挙区 | 山口那津男 | 東京選挙区 | 武蔵敬三 | 東京選挙区 | 岸田文雄 | 東京選挙区 | 若宮健嗣 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 大島敦 | 埼玉6区 | 石井啓一 | 埼玉選挙区 | 高橋克法 | 埼玉選挙区 | 佐藤正博 | 埼玉選挙区 | 渡辺博道 | 千葉選挙区 | 松野博一 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 |
|-----|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|



山口那津男公明党代表



町村信孝衆議院議長

	衆院	参院	計
本人	61	27	88
代理	181	66	247
計	242	93	335

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 後藤茂之 | 長野4区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 上野通子 | 栃木選挙区 | 山口那津男 | 東京選挙区 | 武蔵敬三 | 東京選挙区 | 岸田文雄 | 東京選挙区 | 若宮健嗣 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 | 菅原一秀 | 東京選挙区 |
|------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 金子一義 | 岐阜4区 | 石井啓一 | 埼玉選挙区 | 高橋克法 | 埼玉選挙区 | 佐藤正博 | 埼玉選挙区 | 渡辺博道 | 千葉選挙区 | 松野博一 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 | 菅原一秀 | 千葉選挙区 |
|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|

— 税理士専用仮想デスクトップサービス — 達人クラウド 新サービスリリース!

達人シリーズ
(税務ソフト)

TACTICS財務
(財務ソフト)

達人Cube
(オンライン税務サービス)

会計事務所内
端末交換ですぐに復元が可能

インターネット

データセンター
ITの専門家がサポート

「達人クラウド」では、OSもアプリも作業データも、すべてNTTデータの堅牢なデータセンター(国内)にお預かりすることで、会計事務所のIT環境のセキュリティ対策、防災対策をまとめて実現します。

全国税理士データ通信協同組合連合会 (財務大臣認可)

Tel: 03-3350-4522 FAX: 03-3350-4628

http://www.zenkoku-data.net E-mail jim-k@zenkoku-data.net

お問い合わせ・資料請求 ▶▶▶



議員メール 税理士業界へのメッセージ

≪109≫

衆議院大阪11区
佐藤 ゆかり 議員
(自由民主党)

世界競争に勝つ税制構築 第二創業へ廃業コスト支援実現



【略歴】昭和36年生まれ。経済学博士。上智大学よりコロンビア大学編入、同政治学部卒・同大学院国際関係学科卒、ニューヨーク大学経済学博士課程卒。クレディスイス証券会社経済調査部長。財務省税制問題研究会委員、経産省産業構造審議会委員、早稲田大学講師・中央大学客員教授等歴任。平成17年衆議院初当選、参院を経て昨年衆議院大阪11区当選。参政審副会長、財金委筆頭理事、経産政務官、党内閣部会長、消費者問題特別委員長等。

新年明けましておめでとうございます。日本税理士政治連盟の皆様方には健康やかに新年を迎えたいと願っています。日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

日本は今年戦後70年を迎えます。昨年12月の総選挙におきまして、大阪11区の地元自民党支部からご推薦を頂き、参議院議員を辞職してのり、戦後の国家体制が時代不適合となる

を迎えられましたことと心よりお慶び申し上げます。また参議院比喩例代表議員の時代には、全国の税理士会の皆様から温かいご支援を賜りましたことを、改めて感謝を申し上げます。

た。何よりも、大阪11区の基盤整備の遅れなど長年革新政治の続いた地域の現状を目的に、誰かがやらなければならぬこと、思いで決断した次第です。ご選出頂いた民意にお応えすべく、全量で尽くしてまいります。

な。新しい平和国家の構築を目指し、国益を守りつつ、積極的平和外交の推進のもとアジアにおける民主法治国家として、日本の外交的地位の確立に努めることが喫緊の課題です。

ら先端産業につながる国内インフラの推進まで、経営資源の国内再配分が必須です。日税連の皆様方とは国内企業の経営指導におかれまして、ご見識を存分に発揮いただきたくを期待しております。

また国内では、アベノミクスの円安効果も、今年度補正と

日本再興戦略の後半戦として本年、日税連の皆様方には益々のご活躍とお力添えを祈念致しますとともに、世界競争に勝ち行く税制構築に向けて、先生方の自由闊達なご議論を拝聴できる機会を心待ちに致しております。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

拍手が送られた。

地方短信

富岡勉後援会を設立

九州北部税理士政治連盟

1月14日、長崎市内のホテルセントヒル長崎で「税理士による富岡勉後援会」の設立総会を開催した。写真。来賓に、九州北部税理士政治連盟の野田武史会長と大坪一彦幹事長を迎え、会員24人が出席した。永池泰典氏が開会を宣し、富岡勉衆議院議員(自由民主党)並に、富岡議員への花束贈呈が行われた。

富岡勉後援会 設立総会



その後、懇親会では多くの会員が富岡議員と親交を深め、富岡議員の特別講演会では、議員から「税制改正のポイント」と地方創生をテーマにした講演があった。この後、税理士業界と協力して地方創生に取り組みたいとの言葉があり、会員からの盛大な拍手が送られた。

第38回

日税研究賞 論文・著書募集

共催 日本税理士会連合会 公益財団法人日本税務研究センター

本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。

応募要領

- 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。
- 未公表論文
本賞のために日本語により執筆(共同執筆を除く)されたもので本賞表彰式が終了するまでの間、いかなる媒体にも公表されることがないもの。
 - ①研究者の部：40,000字(30枚～36枚)
 - ②税理士の部：20,000字(15枚～18枚)
 - ③実務家の部：20,000字(15枚～18枚)
 - ④一般の部：16,000字(12枚～14枚)
 - ・A4判(40字×30行、横書き、10.5ポイント)
 - ・上記字数の増減は1割を限度とする。
 - ・表紙・目次については、枚数に含めない。
 - ・図表・写真・参考文献等は枚数に含める。(1ページを1,200字とみなす。)

- 既公表論文・既公表著書
論文を内容とするもので、平成26年以内に公表・刊行された日本語によるもの(共同執筆を除く)。平成25年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞(事)典類は含めない。
- 4.2・3 共通事項
論文・著書とは別に1,600字以内(A4判)の要旨を添付すること。ただし、既公表著書については、「はしがき(序文)」をもって要旨に代えることができる。
応募論文等のうち本賞以外に応募したもの及び形式基準を満たしていないものは受け付けない。

応募期間 平成27年2月1日～3月31日 ※必着

賞金

- <未公表論文>
- ①研究者の部
 - 最優秀…150万円・1点
 - 優秀…50万円・2点
 - 入選…20万円・2点
 - ②実務家の部
 - 最優秀…100万円・1点
 - 優秀…50万円・2点
 - 入選…20万円・2点
 - ③一般の部
 - 最優秀…50万円・1点
 - 優秀…20万円・2点
 - 入選…10万円・3点
- <既公表論文・著書>
- ①研究者の部
 - 特別賞…50万円・2点
 - 奨励賞…20万円・2点
 - ②税理士・実務家・一般の部
 - 特別賞…50万円・2点
 - 奨励賞…20万円・2点

選考委員

- <委員長>
- 金子 宏(東京大学名誉教授)
 - 村井 正(関西大学名誉教授)
 - 神野 直彦(東京大学名誉教授)
- 他に選考委員として学識経験者約20名
- <発表>平成27年7月10日までに文書で通知し、受賞者は日税連定期総会で表彰、優秀論文は公表します。

【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】
公益財団法人 日本税務研究センター 第38回「日税研究賞」係 ホームページ <http://www.jtri.or.jp>
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1F TEL. 03(5435)0912(代) FAX. 03(5435)0914



関与先を守り、事務所の収入源が増加

始めませんか、税理士VIP代理店！

第16回税理士VIP代理店推進キャンペーン 実施中

◆対象：税理士会会員 ◆募集期間：平成27年1月1日～12月31日

◆奨励基準：期間中に税理士VIP代理店に登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

※但し、過去のキャンペーンで奨励対象になった方を除く

関与先にVIPを勧奨し、成約すると
提携保険会社から代理店手数料が支払われ、
事務所の収入源が増加

<代理店手数料例>

X社単独募集型特級代理店の場合

- 契約内容 / 長期定期保険(保険料年払の場合)
- 保険金額 / 1億円(契約者新規の場合)
- 被保険者 / 40歳男性(100歳満了)
- 年払保険料 / 約214万円

1年目 約119万円 2年目 約15.4万円 3年目 約15.4万円 4年目 約15.4万円 5年目 約15.4万円 = 約181万円

1件の契約で5年間に受け取る代理店手数料の総額

※代理店手数料は提携保険会社及び代理店の等級などによって異なります。

第12回税理士VIP代理店年度末特別キャンペーン

期間：平成27年2月1日～3月31日

対象：税理士VIP代理店

対象契約：期間中に成立した全税共扱いの保険契約

<表彰基準及び賞品>

賞名	表彰基準 (月額保険料)	賞品
ダイヤモンド賞	150万円以上	30万円ギフトカード
ゴールド賞	100万円以上	20万円ギフトカード
シルバー賞	50万円以上	10万円ギフトカード
ブロンズ賞	30万円以上	5万円ギフトカード
努力賞	契約件数5件以上	1万円ギフトカード

- 1) 上記賞は重複して表彰しない。
- 2) 年払契約の場合は年払保険料の12分の1を計上。
- 3) 全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上。



税理士VIP代理店とは

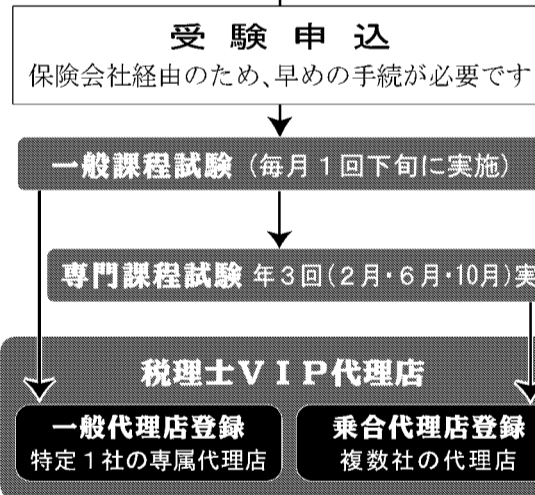
全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

税理士VIP代理店になるためには

生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。

- 一般代理店になる場合(特定1社専属の募集代理店)
一般課程試験に合格すること
- 乗合代理店になる場合(複数社の募集代理店)
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者(兼務可)がいること

税理士事務所



税理士VIP代理店に関する詳細は、下記の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士VIP代理店提携保険会社

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●明治安田生命 ●住友生命 ●ジブラルタ生命 ●メットライフ生命 ●アイエヌジー生命
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 ●アクサ生命 ●富国生命 ●オリックス生命 ●三井住友海上あいおい生命

第2回 全税共文化サロン 開催決定！

講師：松平 定知氏(京都造形芸術大学教授、國学院大学客員教授、元・NHK理事待遇アナウンサー)

テーマ：「その時歴史が動いた」の現場から～吉田松陰の周辺～

日時：平成27年4月22日(水) 午後3時～午後4時

参加費：無料

場所：日本税理士会館10F「ホール」(予定) 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

定員：80名(先着順で受付/定員になり次第締切)

お問合せ及びお申込みは、全税共事務局(03-5740-8331)までご連絡ください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>